

## 陸前高田市教育施設包括管理業務委託事業者選定公募型プロポーザル審査要領

### 1 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち指定期日までにプロポーザル提案書等の提出をした者に限る。なお、プロポーザル提案書等を提出した者が1者の場合でも審査は実施する。

### 2 審査方法

審査は、「陸前高田市教育施設包括管理業務プロポーザル選定委員会」が審査対象者の厳正な審査を行い契約の相手方となる候補者を選定する。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については、以下のとおりとする。

#### (1) 実施日程

令和8年3月17日（火）予定

#### (2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は1者あたり15分以内、質疑応答の時間は10分以内とする。

#### (3) 入室人数

プレゼンテーション会場への入室は1者当たり5名以内（統括責任者及び機器操作者を含む）とする。

#### (4) 実施会場

プレゼンテーションは、陸前高田市役所において行うものとする。

#### (5) 会場設営

プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、延長コード、液晶ディスプレイは備えているが、その他必要な物（パソコン等）があれば提案者自身で準備すること。

#### (6) 禁止事項

プレゼンテーション時の配布資料については、企画提案書等を活用するものとし、追加の配布資料は禁ずる。使用する資料については、プロポーザル提案書等に盛り込んでおくこと。

#### 4 審査方法等

- (1) 評価基準の審査項目に関する各審査委員の評価結果に基づき、「合計点」が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決により受託候補者を選定する。
- (2) 点数の「合計点」が最も高い提案者の点数が満点の6割を下回る場合には、契約の相手方となる候補者の選定には至らないものとする。
- (3) 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

#### 5 評価基準及び配点

別表のとおり。

別表 評価基準及び配点

審査番号	審査項目	評価項目	評価基準	配点
1	事業者の能力・実績・経営状態 (A)	組織、人的基盤、財政基盤、決算状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種資格者数</li> <li>財政基盤(負債、資本の増減)</li> <li>決算状況(純利益)</li> </ul>	5点
2		同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の実績が1件以上あること</li> <li>実績件数による評価</li> </ul>	10点
			小計(A)	15点
3	本業務に関する提案内容 (B)	包括管理の基本的な考え方	市が本業務委託を実施する目的への理解度	10点
4		業務の実施体制、市内業者の活用	本業務の実施体制が適切か、また市内業者の活用による市内経済への貢献度	10点
5		業務工程	効率、効果的で無駄のない業務工程となっているか。	10点
6		市内業者の技術力向上への貢献、点検業務の見直しによるコスト縮減等の提案	提案者が提供する本業務への付加価値があるか。	15点
7		改修提案	長寿命化計画策定や予防保全計画策定の実績等、建替サイクルの延長を図るための専門的な知識を有しているか。	10点
8		緊急対応体制	不測の事態が発生した際の連絡、対応体制	10点
9		参考見積額	契約額の上限に対しての比較	10点
			小計(B)	75点
10	企画提案全体 (C)	事業者としての適正、事業運営の熱意	事業者としての適正、事業運営の熱意	10点
			小計(C)	10点
			合計(A+B+C)	100点

※市内業者とは、陸前高田市内に本社又は本店を有する者を指す。